

概要版

# 海老名市地域福祉計画

計画期間 | 令和2年度～令和6年度

海老名市

# ～海老名市地域福祉計画が目指す姿～

地域でともにささえあい認め合うみんなが笑顔になれるまち

## 基本目標

1 地域を支える人づくり

## 施策の方向性

- (1) 地域福祉の担い手
- (2) 地域福祉の意識づくり
- (3) 福祉・介護人材の発掘・育成

## 目指す姿

従来の地域福祉活動への継続的な支援を図るとともに、地域福祉における担い手の発掘、リーダーの育成を推進することで、既存の枠組みを超えた地域課題にも対応できるよう、住民活動の多様化と活性化を推進します。

お互いを認め合い、地域における課題に関心を持ち、近所に住む人と支え合う意識づくりを推進することで、共生社会の基本的な考えである「我が事・丸ごと」の意識を、住民一人ひとりに根付かせます。

地域を支える福祉・介護人材の安定的な確保のため、福祉・介護の仕事において得られる、人と人とのふれあいの喜びを地域全体に広めることで、「働きやすく、やりがいのある職場づくり」の支援を図ります。

2 安心して暮らしやすい地域づくり

- (1) 市民ネットワークの形成
- (2) 地域の拠点整備
- (3) ボランティア活動等の推進
- (4) 暮らしやすい地域をつくるしくみ
- (5) 災害等における福祉的支援

地域住民同士が隣近所に関心を持ち、日頃から積極的にコミュニケーションをとることのできる関係性の構築を促すとともに、互いに支え合う「頼りになる近所づきあい」の輪を海老名市全体に広げていくための取組みを推進します。

さまざまな世代分野での交流を図り、気軽に集える居場所や、社会参加の機会をつくることで、誰もが孤独を感じることなく、いきいきと日常生活を営める地域の整備に努めます。

地域における問題を身近なものであると理解し、より多くの人々がボランティア活動に参加できるしくみづくりを推し進めるとともに、市民へ提供する福祉サービスの更なる充実を目指します。

すべての市民がお互いを尊重し思いやりの心をもって支え合うことで、自分らしく暮らし続けられる環境づくりを推進します。

平常時からの備えを意識し、災害による被害を最小限にし、逃げ遅れをゼロにするため、災害時における迅速で、的確な対応ができる体制の整備を推進します。

3 包括的な支援のしくみづくり

- (1) 情報提供のしくみづくり
- (2) 相談支援のしくみづくり
- (3) 地域福祉に関する事業の健全育成
- (4) 心の健康を支えるしくみづくり
- (5) 協働社会への体制整備
- (6) 生活困窮者等の自立支援

市民に向けて積極的に福祉に関する情報を幅広く提供するため、情報提供体制の充実を図ります。

市民に身近なところで気軽に相談ができ、幅広い課題を受け止める環境づくりと、複合的な課題に対して専門機関等と連携し、包括的な支援を受けられる相談窓口を整えます。

地域で支え合い、安心して子育てができる環境づくりや、自分らしく自立して生活するために支援を必要とする人が、適切な福祉サービスを利用できるよう、福祉サービスの質の向上を推進します。

地域の中で孤立し、ひとりで生活の課題を抱えてしまうことがないよう、誰もが心のゆとりを持ち、周囲とつながりながら、いきいきとした暮らしができる地域社会づくりを推進します。

地域における福祉的な課題に対して積極的な把握に努め、必要なサービスに結びつけることで、解決していく体制づくりを推進します。

誰もが地域社会の一員として、自己肯定感や自尊感情を失わず、経済的にも精神的にも豊かな生活を営めるよう、関係機関と連携し、生活困窮者に対する包括的な自立促進のための支援を推進します。

# 地域福祉計画ってなに？

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」です。

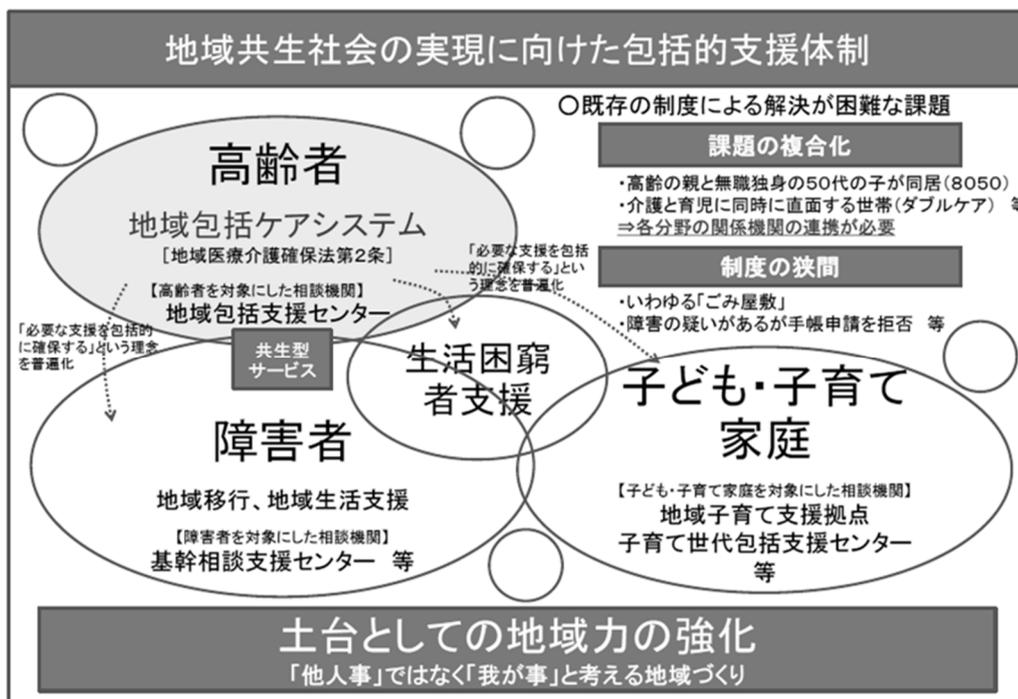
地域全体で支え合うまちづくりを目指して策定するもので、地域住民や関係者の意見を十分に反映して策定するものとされています。

「地域共生社会の実現」に向け、地域の課題解決には、個人やその家族の主体的活動である「自助」、近隣の助け合いや地域活動による支え合いである「互助」、社会保険制度及びサービスである「共助」、行政などによる公的支援の「公助」がそれぞれの役割を果たしつつ、連携・協力体制を強化していくことが求められています。

# 地域共生社会ってなに？

「地域共生社会」は、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる社会です。このため、①「他人事」になりがちな地域づくりを住民が「我が事」として主体的に取り組んでいく仕組みづくり、②制度の縦割りを超えて、ニーズに「丸ごと」対応できるような相談支援やサービス提供の体制づくりが必要となります。

## 《地域共生社会の実現に向けた包括支援体制》



出典：厚生労働省

# 策定の背景

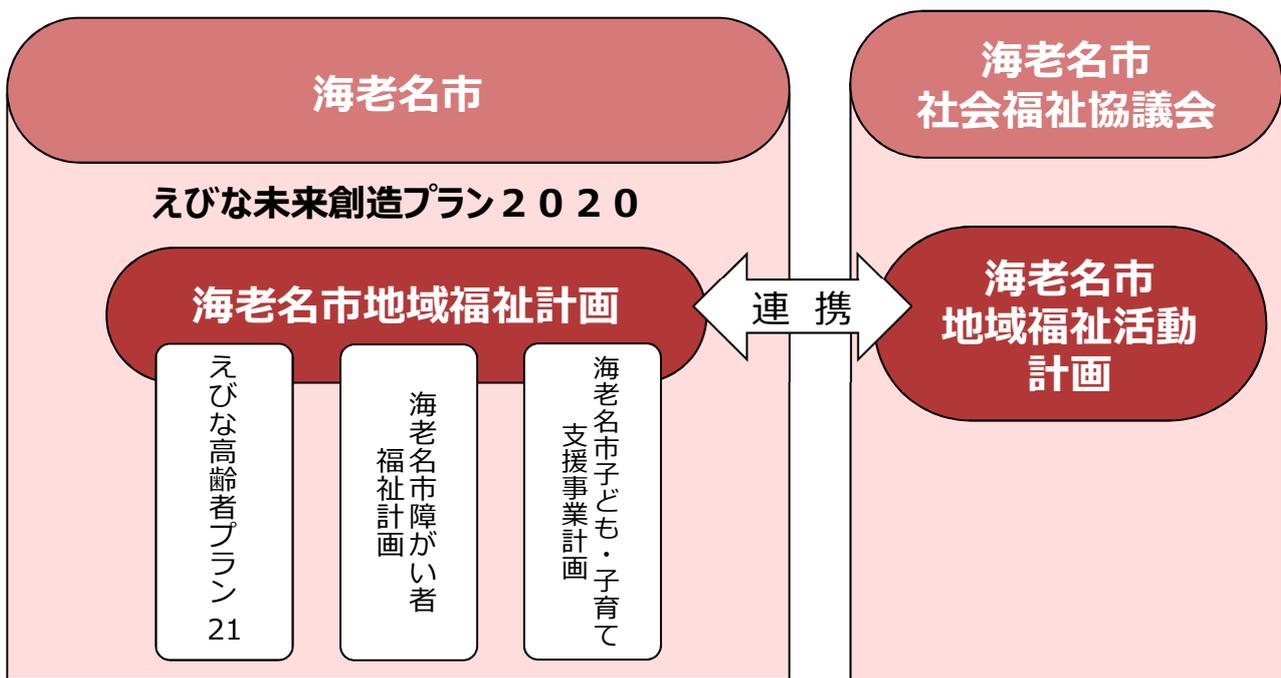
本市では、社会福祉法第 107 条に基づき、平成 16 年 11 月に地域福祉を総合的に推進することを目的に、「誰もが住み慣れた地域で自立した生活を送るとともに、人と人とのつながりを大切にしながら、安心して暮らしていけるまちづくりをめざして」という基本理念のもと、海老名市地域福祉計画を作成しました。

平成 30 年 4 月 1 日施行の改正社会福祉法において、本計画は、福祉の各分野における共通事項を定めた上位計画として位置づけられ、国から、策定ガイドラインに基づき新たに盛り込むべき事項が示されました。海老名市では、令和元年度をもって前計画の計画期間が終了するにあたり、社会情勢、地域の状況を踏まえるとともに、これまでの市民や海老名市、海老名市社会福祉協議会の取組みを土台として、より地域住民のニーズに沿った地域福祉の推進が図れるよう支えるしくみについて示します。

# 計画の位置づけ

本計画は市の最上位計画である「えびな未来創造プラン 2020」に則した内容となっており、各実行計画である「えびな高齢者プラン 21」、「海老名市障がい者福祉計画」、「海老名市子ども・子育て支援事業計画」の上位計画として、地域福祉の方向性を示しています。

また、海老名市社会福祉協議会が作成している「地域福祉活動計画」と連携をとった計画となっています。



# 基本理念

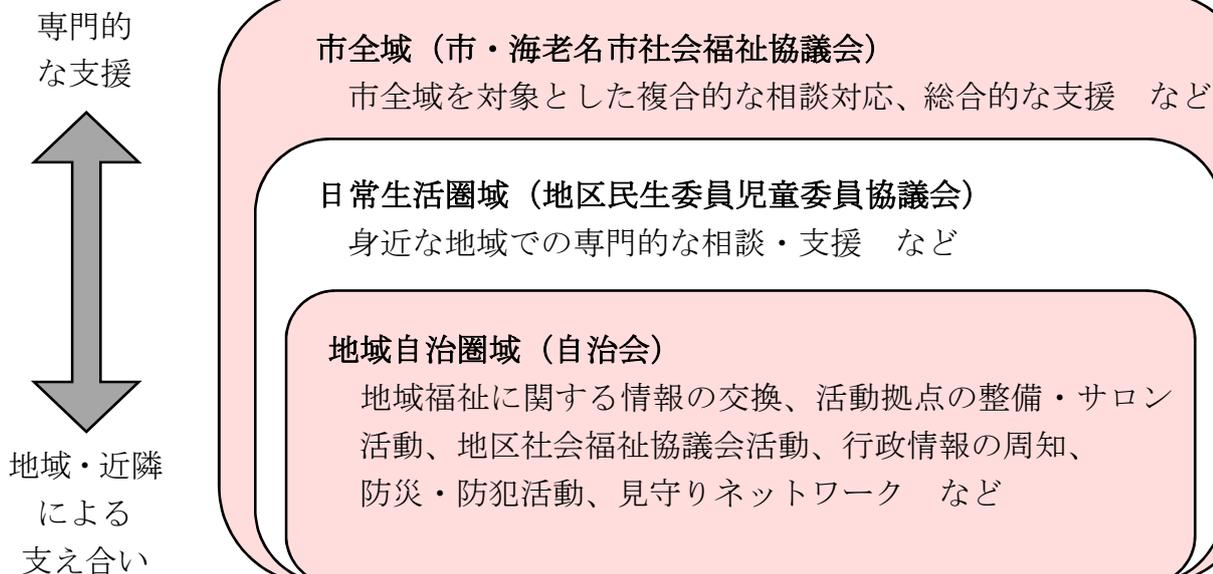
本計画の理念は、市の最上位計画である「えびな未来創造プラン2020」の基本理念「みんなが笑顔 住みやすいまち えびな」を踏まえ、「地域でともにささえあい 認め合う みんなが笑顔になれるまち」とし、市民とともに、支え合いながら、地域福祉を推進していきます。

**地域でともにささえあい 認め合う  
みんなが笑顔になれるまち**

## 地域福祉の圏域設定の考え方

計画では、地域福祉を推進するため、地域福祉活動の圏域を設定します。圏域設定は、包括的な支援体制を整備していくうえで、「住民の身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができ環境を整備するために重要です。また、本計画が中心となって、地域福祉を推進する基礎となる圏域を設定することで、分野別計画や関連施策等との調整を図ります。

海老名市地域福祉計画では、59の自治会と、各自治会から推薦いただいた、民生委員児童委員の地区割である6地区（北部、東部、中央、中部、西部、南部）を圏域とし、地域福祉を推進します。



## 社会福祉協議会との協働

社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として明確に位置付けられており、本計画の実施計画となる「地域福祉活動計画」を策定・改定し、地域の特性に合わせた地域福祉を推進しています。

本計画と海老名市社会福祉協議会の地域福祉活動計画は、地域福祉を推進するための両輪であり、相互補完のある計画です。そのため、行政と協働して本計画の推進を図るとともに、大きな役割を担うことが期待されています。

社会福祉協議会は、地域福祉推進に向けた環境づくりや自ら直接サービスを提供するプレーヤーの役割だけでなく、市民と地域活動団体、福祉サービス事業者、行政との連携を図りつつ、地域福祉推進の中心的な存在であり、コーディネーターとしての機能も求められます。

また、市民の視点に立って、地域における多様なニーズを拾い上げ、その課題に対応した事業の展開を図ることが期待されます。

## 計画の推進にあたって

本計画については、市の公式ホームページに掲載するとともに、各地域における会議などを通して、広く浸透を図ります。

また、海老名市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」との連携を図るとともに、地域福祉を担う団体である、民生委員児童委員協議会、自治会連絡協議会、NPO、ボランティア団体などとの協力体制の強化を進め、計画を推進していきます。

さらに、地域住民の抱える、多様かつ複合的な生活課題に対して、全庁的に連絡・調整を図りながら、施策・事業を推進していきます。



海老名市イメージキャラクター  
えび~にゃ



---

# 海老名市地域福祉計画

令和2年3月

発行 海老名市  
編集 保健福祉部福祉政策課  
〒243-0492  
海老名市勝瀬175番地の1  
電話 046-231-2111（代表）

---